

三宅村 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであり、「経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）」においても、民間の同種の職種に従事するものとの均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにする旨要請されているところであります。

こうした状況の中、国（総務省）から全国の地方公共団体に対して、技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を、平成 19 年度中に策定し公表するよう求められているところであり、以下のとおり、三宅村の取組方針を策定いたしました。

1 現状

三宅村における給与制度については、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、これまでも適正化に努めてきたところであります。

(1) 平均年齢・職員数・平均給与月額（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
三宅村	49.1 歳	2	219,950 円	253,200 円
うち土木作業員	49.1 歳	2	219,950 円	253,200 円
東京都	47.0 歳	2,167	330,732 円	429,065 円
国	48.8 歳	5,193	287,094 円	320,514 円
類似団体	49.4 歳	5	256,655 円	283,511 円

(2) その他技能労務職員等の給与に関する事項

① 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)の 1～3 級を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

② 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

(平成20年1月1日現在)

手当の名称	手当の内容 (月額)	国制度との異同	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同
	配偶者以外の親族	6,000 円	
	扶養親族で無い配偶者なしの場合の親族	11,000 円	
	扶養親族で無い配偶者ありの場合の親族	5,000 円	
住居手当	借家の限度額	27,000 円	同
	持ち家5年目まで	2,500 円	
通勤手当	支給限度額	45,000 円	同

③ 昇給基準

昇給については、昇給月を毎年1月と定め、それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しております。

2 基本的な考え方及び具体的な取組内容

今後の、三宅村における技能労務職員等の給与制度については、従来と同様に、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、適正化に努めてまいります。

また、技能労務職員の採用については退職不補充を基本とするが、島内に委託できる業者がない場合もあるので、必要な場合には慎重に検討して採用を行ってまいります。